

宮城県議会費用弁償地裁（第三民事部）判決へのコメント

平成22年11月29日 仙台市民オンブズマン

書面尋問の結果から、1日の実費が18%相当額であり、82%は使われていないことが判明した。つまり、使われていない82%までも支給するというのが県条例の問題点である。

本判決は「地方議会の議員に求められる他の事前調査や研究等といった準備行為について必要とされた実費は、全証拠によっても明らかになっていない」と述べるが、明らかになっていないのはそのような実費が存在しないからである。仮に、そのような実費が存在するとすれば、被告及び議員によって容易に明らかにできたのに本裁判ではこれを明らかにしなかった。さらに、仮にそのような実費がかかる場合でも、政務調査費でカバーされるべきものであり、費用弁償として支出すべきでないことには変わりはない。本判決は、存在しない実費を存在することもあり得るとの前提で裁量権の範囲内と判断している。この点については大いに疑問がある。

他方で、裁判所は付言として、議会の条例制定の際の議論に疑問を呈しており、さらに、検討を尽くすことを要望している。これらの指摘はもっともである。

県議会は平成21年3月に費用弁償制度の改正を行い、公務諸費＋車賃＋宿泊料という実費に近い算定方法を採用した。しかし、公務諸費については50km未満3000円、50km以上4000円とする根拠が不明であり、判決付言が指摘するとおり、財政状況等を踏まえた更なる検討が要請される。

控訴するかどうかは、12月9日の例会で決定する。

以上